



平 30 薬 務 第 445 号
平成 30 年(2018 年)9 月 28 日

一般社団法人山口県医師会長 様

山口県健康福祉部長



麻薬等に係る適正な管理の徹底について

薬務行政の推進につきまして、平素から御協力を賜りお礼申し上げます。

さて、今年度になって、県内の医療機関・薬局で、麻薬・向精神薬の紛失、麻薬の誤調剤、覚せい剤原料の不適切な廃棄等の事故が相次ぎ発生しており、これらの事故は、全て管理不徹底、認識不足により発生しています。

これらの医薬品は、不適切な使用や取扱いにより保健衛生上重大な危害が生じるだけでなく、場合によっては犯罪につながるものです。

つきましては、「麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)」及び「覚せい剤取締法(昭和 26 年法律第 252 号)」に基づき、適正な管理を行われるよう改めて貴会員に周知していただきますようよろしくお願いいたします

また、当該医薬品の紛失、盗難等の事故が発生した場合は、健康福祉センター又は薬務課まで速やかに報告されるよう併せて徹底をお願いします。

(参考)

『麻薬・向精神薬等の管理マニュアルのページ』(山口県庁(薬務課)の Web サイト内)

URL:<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15400/mayaku/20070507001.html>

薬務課 麻薬毒劇物班

担当：濱岡・久保田

TEL 083-933-3018 / FAX 083-933-3029

E-mail a15400@pref.yamaguchi.lg.jp

